



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<https://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.168
3月号

労働安全衛生に関する研修会を開催しました

2月17日(火)、宇都宮市の栃木県教育会館において、産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と労働災害の防止を目的として、労働安全衛生に関する研修会が開催され、協会会員39名が参加しました。

今年度の研修会も、二階堂労働安全コンサルタント事務所の二階堂久氏を講師にお招きし、「安全衛生の法改正への取組み方と収集運搬の安全対策」のテーマのもと、労災防止マニュアルを参考に、最近施行された安全衛生関係法令の改正要点や現場における具体的な取組事例について、写真や映像を交えて分かりやすく解説していただきました。

法改正の背景や実務への影響について理解を深めるとともに、収集運搬業務や中間処理業務における事故防止策や作業時の注意点について学ぶ内容となりました。また、交通安全テストおよび理解度確認テストを実施し、研修内容の理解状況を把握するとともに安全意識の向上を図りました。事例紹介を通じて事故につながる要因や業務に潜むリスクへの認識を高め、参加者一人ひとりが日常業務における安全確保の重要性を改めて認識する、有意義な研修会となりました。

【アンケート結果（抜粋）】

- ・ 労災の原因として割合が多い事象や熱中症への対応等、とても勉強になりました。
- ・ 事例を挙げながら説明をしてくれたので、大変分かりやすかった。
- ・ 職場全体の安全への取り組みを見直し、安全レベルの引き上げが必要と感じた。



【講義する二階堂先生】



【講義する二階堂先生】



【主催者挨拶 山口副会長】



【会場風景】

優良産業廃棄物処理施設等の視察研修会を開催しました

2月10日(火)、産業廃棄物処理施設に関する最新の情報を収集するため、当協会会員であるリバー株式会社 壬生事業所への視察研修会を実施し、協会員34名が参加しました。

壬生事業所は、2025年8月に開設された新たな再資源化処理施設であり、主に北関東地域のシュレッター工場から発生するシュレッターダストを受け入れ、風力選別機や光学選別機など多様な設備を活用した再選別が行われています。

複数の工程を経て効率的な資源回収が進められており、回収率の向上と安定的な処理体制が図られています。ここで回収された鉄・非鉄金属・硬質プラスチックは、県内に立地する同社那須事業所へ搬送され、さらに高度な選別処理を経て各素材へと分別されます。両事業所がそれぞれの機能を担い連携することで、広域のかつ高品質な資源循環体制が構築されている点が印象的でした。また、金属や塩素分を除去した後はRPFを製造し、高炉メーカーや製紙会社へ燃料として供給するなど、廃棄物の有効活用と環境負荷低減の両立が図られていました。

今回の視察研修を通じて、先進的な再資源化の取組と、事業所間連携によって支えられる資源循環の仕組みへの理解が一層深まり、大変有意義な研修会となりました。

○リバー株式会社 壬生事業所

栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙 3545-1 TEL0282-51-1080

産業廃棄物処分量（選別、圧縮固化）



【挨拶する吉住プロジェクトマネージャー】



【事務所内での説明風景】



【説明風景】



【説明風景】



【自動クレーン】



【RPF 成型機】

令和8年度許可等講習会について

日本産業廃棄物処理振興センターが実施する令和8年度の許可等講習会は、オンライン形式及び対面形式により開催され、**栃木会場は全てオンライン形式**になります。オンライン形式とは、事前に会社や自宅等で講義動画を視聴し、その後会場で修了試験を受ける2段階形式のオンライン型講習会です。

修了試験（講習会）を受ける方は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページからお申込みください。なお、受付は先着順となっております。

○受付開始日時

処理業の許可講習会（新規、更新） 令和8年3月24日（火）9：00～

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会 令和8年3月25日（水）9：00～

○日本産業廃棄物処理振興センター ホームページ <https://www.jwnet.or.jp>

■栃木県の試験会場：コンセーレ 大ホール（1F）宇都宮市駒生1-1-6 TEL028-624-1417

【新規】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和8年7月14日（火）	10：00	75	27,500円
令和8年7月15日（水）	13：30	75	
令和9年1月28日（木）	10：00	75	

【新規】産業廃棄物の処分課程（*収集・運搬課程と処分課程の同時受講する場合）

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和8年9月30日（水）	10：00	20	42,900円 *62,700円

【更新】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和8年7月14日（火）	13：30	75	17,600円
令和8年7月15日（水）	10：00	75	
令和8年9月30日（水）	13：30	75	
令和9年1月28日（木）	13：30	75	
令和9年1月29日（金）	13：30	75	

【更新】産業廃棄物の処分課程（*収集・運搬課程と処分課程の同時受講する場合）

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和8年9月30日（水）	10：00	30	22,000円 *35,200円

特別管理産業廃棄物管理責任者

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和8年7月14日（火）	15：40	75	14,300円
令和8年9月30日（水）	15：40	75	
令和9年1月28日（木）	15：40	75	
令和9年1月29日（金）	10：00	75	

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



2月号の掲載について、読者の方からお手紙を頂きました。ありがとうございます。

<2月号に掲載した記事>

Q、一般廃棄物処理業の許可を有している甲社、乙社がある。甲社には役員AとBがいるが、Bは乙社の役員も兼務している。次のうち正しくないのはどれか。

- (1) 役員Aが水質汚濁防止法違反で罰金刑になった場合は、甲社は必ず許可取消となる。
- (2) 役員Aが水質汚濁防止法違反で罰金刑になった場合は、乙社は必ず許可取消となる。
- (3) 役員Aが不法投棄で罰金刑になった場合は、甲社は必ず許可取消となる。
- (4) 役員Aが不法投棄で罰金刑になった場合は、乙社は必ず許可取消となる。
- (5) 役員Aが水質汚濁防止法違反で罰金刑になった場合は、甲社は必ず許可取消となるが、取り消した後Aを役員から外せば、翌日からでも再度許可申請ができる。

【解説】

「許可をしてはならない」と規定している条文である法第7条第5項第4号と、「許可を取り消さなければならない」と規定している条文である法第7条の4第1項各号が平成22年に改正された。これにより、廃棄物処理法の重大な違反である法第25条、法第26条、法第27条（他に暴力団対策法等）違反による取り消しでなければ、「連鎖」は起きなくなった。水質汚濁防止法は環境法令であることから役員が罰金以上となると、その役員が所属している法人は許可取消になる（これは連鎖ではない）。平成22年改正まではこれを理由に乙社も取り消し（取り消しを受けた法人甲社の役員Bが法人乙社の役員であるために）となったが、この改正で乙社の取り消しは起きない。

一方、(4)は罰金刑であるが、その違反は法第25条の不法投棄であることから、甲社はもちろん、取り消し法人の兼務役員がいる乙社も取り消しを受ける。

(5)は、平成22年改正により重罰以外は連鎖が起きない改正を行ったことから、条文の規定上このとおりの運用となることが環境省ホームページのQ&Aにも示されている。

正解(2)

<愛読者Mさん>

(公社)栃木県産業資源循環協会の「協会だより」で「BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！」を毎号届くのを楽しみにしながら拝見しています。

第167号の問題で取り上げている取消処分について選択肢の5「役員Aが水質汚濁防止法違反で罰金刑になった場合は、甲社は必ず許可取消となるが、取り消した後Aを役員から外せば、翌日からでも再度許可申請ができる。」は正しいとの説明がありましたので、BUNさんに質問させていただきます。

判断の根拠とされている環境省ホームページのQ&Aは

「Q1. 改正法の施行前に、法人の役員が、改正後は許可の取消しが連鎖しない軽微な欠格要件に該当し許可を取り消された場合において、改正法の施行後に当該法人は当該役員を除外すれば5年を待たずに許可を受けることはできますか。A1. できます。」

ではないかと思えます。

～廃棄物処理問題～

このQ&Aでは「改正法の施行前に」と前提条件が付けられているので連鎖取消を受けた場合について書かれていると推察し、このQを協会だよりに掲載の質問に当てはめると、乙社に対する取消処分について、B氏を役員から外せば乙社は5年を待たずに許可を受けることが「できます」と回答しているように思いますがいかがでしょうか。

役員Aの水濁法違反罰金刑で許可を取り消された法人甲社については、廃棄物処理法第7条第5項第4号ホに「取消しの日から5年を経過しない者」が欠格要件として明確に定められているので、A氏を役員から外しても「翌日からでも再度許可申請ができる。」は「正しくない」の選択肢になるのではと考えます。(申請手続きはできるとは思いますが設問の趣旨ではないと受け取ります。)

=====

BUNです。

結論から言いますと、「正しい」「前号の解説は間違っていない」です。

Mさんはお分かりになると思いますので、根拠条項を示しておきます。

「役員Aの水濁法違反罰金刑での許可を取消し」は第七条の四第一項第四号です。

「許可をしてはならない」は第七条第五項第四号イからルまで。Mさんも指摘している「ホ」はカッコ書きで「第四号にかかる部分を除く」とありますね。よって、ホには該当せず、他の「イからルまで」も該当する箇所が無いからです。「許可をしてはならない」該当条項が無い。よって、許可してもよい。となります。

Mさんは、相当、ご研究なさっている方で、また、過去の経緯もご存じの方と推察しました。

その方が、疑問を持たれたと言うことですので、改めて詳細に解説したいと思います。

回りくどくなりますが、この欠格要件は極めて複雑な条文の作りとなっていますので、興味のある方はお付き合い下さい。

まず、廃棄物処理法で廃棄物処理業の許可を取得している法人を会社Aとします。

なお、産業廃棄物処理業の許可取消等の条文は一般廃棄物処理業の規定を準用しているものがほとんどで、産業廃棄物の条文で行きますと、さらにワンクッション説明が必要になりますので、ここでは一般廃棄物処理業の条文で解説していきます。

会社Aの取締役の一人をXとします。

ケース1、Xが不法投棄の罪で罰金50万円が確定したとしましょう。

この「罰金50万円の罪」は廃棄物処理法第二十五条第一項第十四号が根拠となります。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

許可取消根拠条文が第七条の四第一項です。ちなみに、いわゆる欠格要件を規定した条文は第七条第五項第四号です。似たような条文なのでこれも紛らわしくなる要因の一つだと感じています。第七条の四第一項を「取消条項」、第七条第五項第四号を「欠格条項」とでも置き換えると少しはわかりやすいかも知れません。

(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第七条第五項第四号ハ若しくは二(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。

二 第七条第五項第四号リからルまで(同号ハ若しくは二(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第七条第五項第四号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

四 第七条第五項第四号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前三号に該当する場合を除く。)

～廃棄物処理問題～

五号、六号略

五号、六号は今回の検討には直接関わりませんので略しましたが、これまでで一般廃棄物処理業許可が「必ず取り消される事由」は6つである、ということはおわかり頂けると思います。

では、まず、この一号を見ていきます。一号で引用している条文がこれです。

第七条第五項第四号ハ

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

これを今回関係する部分について挿入しBUNさん流簡略表現に加工します。なお、この「加工」の仕方が間違っていると思う方は、メールください。

(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物の許可業者(個人経営なら経営者、法人経営なら法人そのもの)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 ①(「ハ」の箇所)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者。

②(「ニ」の箇所)廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(中略)の規定に違反し、又は刑法(中略)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者(廃棄物処理法の罰則第二十五条から第二十七条まで(中略)の規定により、(中略)、刑に処せられたことによる場合に限る。)又はその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当するに至つたとき。

③不正行為をするおそれのある人物(これは今回の検討には直接関わらないので以降省略します)

BUN: もっと簡略化すると次の通り。

①日本のあらゆる法律で拘禁刑以上の刑になって5年経っていない法人や個人経営者。

②廃棄物処理法や浄化槽法などの環境法令で罰金以上の刑。ただし、第二十五条から第二十七条までの規定により刑に処せられたことによる場合に限る。(暴力団、刑法関係は今回の検討には直接関わらないので以降省略します)

「第二十五条から第二十七条までの規定」とは、廃棄物処理法で罰則の重い方から1. 2. 3で最高刑拘禁5年、3年、2年の違反です。(これを以降「重罰」と書くことがあります。)不法投棄や無許可は第二十五条に該当します。

ここまでは処理業許可を取得している個人経営者や法人そのものです。

今回の検討事例は「法人の役員Xの違反・罰」ですので、この一号にはあたりません。

では、次の第七条の四第二号を確認しましょう。

二 第七条第五項第四号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。

この「第七条第五項第四号リからルまで」が次の条文です。

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれ

～廃棄物処理問題～

かに該当するもの

又 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

「又」に「法人でその役員」とありますね。これがまさに今回検討している「法人Aの役員X」にあたります。(よって、以降「リ」と「ル」は今回の検討には直接関わらないので以降省略します)この役員Xが「イからチまでのいずれかに該当する者」で、法人Aに所属している場合は、法人Aの許可は「取り消さなければならない」に該当します。この条項が今回検討している事例に該当するとわかります。

ちなみに、「三 第七条第五項第四号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)」と「四 第七条第五項第四号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前三号に該当する場合を除く。)」は後ほど見ていくこととしましょう。

「Xが不法投棄の罪で罰金50万円が確定」事例を確認しましょう。

罰則第25条で規定している罪(不法投棄)で罰金以上の刑に処せられた役員が、一般廃棄物処理業の許可を取得している法人の役員として存在している。

取消根拠条文は第七条の四第1項第二号(強調<二号>)であることがわかりました。

さて、それではこの人物が役員として居続けるケースと、役員から外して許可申請するケースを検証しましょう。

今度は、「許可を取り消さなければならない」条文では無く「許可条文」に移ります。これは第七条第一項から始まるのですが関係する第五項第四号を見て下さい。

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ ～ル。

これは先ほど「取り消さなければならない」として引用している条文なのですが、この「又」が先ほども登場した「役員」について規定していましたね。

又 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
です。

この人物が廃棄物処理法違反で罰金以上の罪ですから「ニ」に該当しますね。

だから、この人物を役員から外さずに申請したら、まさにこの条項に抵触しますから許可要件に抵触しますから「許可されません」→不許可。

では、この人物を外したらどうでしょうか。

(この条文、後ほども登場しますので「これが注目のホ」と覚えておいて下さい)

ホ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号二において同じ。)であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。)

この「ホ」の結論をまず述べておきます。この「ホ」と第七条の四第一項の書きぶりにより、第七条の四の、1・2号で取り消された場合、処理業者(そのもの)と他の役員が欠格該当、3号で取り消された場合、処理業者(そのもの)は欠格になるが、他の役員は欠格にならない、4号で取り消された場合、処理業者(そのもの)も他の役員も欠格にならない。となります。

～廃棄物処理問題～

さて、まず注目はこの条文の次の箇所です。(産廃と浄化槽法部分を略しました)

第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

役員Xの不法投棄の罪で法人Aは取り消された。取消根拠条文は第七条の四第1項第二号(強調<二号>)でしたね。第四号ではありません。

「除く」ものには入っていません。よって、不法投棄の時はこの人物を外して申請しても許可されません。

ようやく、今回のご質問です。

会社Bの取締役の一人をYとします。

ケース2、Yが水質汚濁防止法違反の罪で罰金50万円が確定したとしましょう。

不法投棄時は許可の取消しの条文は、

第七条の四

二 第七条第五項第四号リからルまで(同号ハ若しくは二(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

でしたね。しかし、これは「第二十五条から第二十七条まで」と限定していました。

水質汚濁防止法違反は廃棄物処理法違反ではありませんから、この条項には該当しません。

該当するのは第四号で次の条文です。

四 第七条第五項第四号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前三号に該当する場合を除く。)

「イからトまで」が、個人経営者と法人そのものが対象。「リからルまで」が法人の役員や代理人が対象でしたね。ところが、ここで「前三号に該当する場合を除く」とあります。

「前三号」の一号が、本人、法人そのものの廃棄物処理法での罰金刑以上(重罰)。

二号が、役員や代理人の廃棄物処理法での罰金刑以上(重罰)。三号が、役員や代理人に許可を取り消されて欠格に該当した者がいる場合の取消です。

役員Yの水質汚濁防止法罰金刑は、前3号のいずれにも該当しません。したがって、役員Yの水質汚濁防止法罰金刑での取消は第七条の四第一項第四号(強調<四号>)に該当します。

この法人が新たに許可申請したときですが、もし、この水質汚濁防止法で罰金刑になった役員Yをそのまま役員に在籍させているときは、「第七条第五項四号ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの」なので許可されません。

しかし、この人物を外すと申請時点ではこの条項には該当しませんね。

不法投棄の時に該当した「これが注目のホ」、「その取消の日から五年を経過しない者」でしたが、役員の水質汚濁防止法罰金刑での取消は第七条の四第一項第四号(強調<四号>)ですね。(取消条項四号)

第七条第五項第四号(欠格条項)のその他の条項「申請者が次のいずれにも該当しないこと。イ〜ル。」に該当する条項もありません。

したがって、機関誌前号で記載したとおり「役員の水質汚濁防止法罰金刑での取消の時は、この役員を外せば許可申請可能」ということなのです。

質問者の平成22年改正時の「Q&Aでは「改正法の施行前に」と「できます。」という回答」は、質問者がなさっている解釈では無く、環境省の「できます。」という意図としては次のようなことかと思えます。

法律改正前は、軽微な違反(罰則28条以下や他の環境法令等)でも連鎖取消が規定されていたが、改正前に連鎖で取り消されてしまっている法人は、改正以降は当該役員を除外すれば5年を待たずに許可を受けることはできますか、という経過措置的なケースについての回答だと思われます。

それにしても、この許可条項と欠格条項は、まさにマトリョーシカをメビウスの輪で繋いだような構成です。法改正時にも話題になりましたが、もう少し素人でもわかる日本語にしていだけないものかと思えます。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○再資源化事業等高度化法類型①の認定申請手続き

2026年1月環境省は再資源化事業等高度化法の認定申請の手引きを公開しました。類型1は、再生資源を集めて供給するビジネスの認定です。

対象となるのは「プライマリー材を代替できる再生材」です。たとえば、石油製品ナフサの代替となる再生プラスチックのペレット、鉄鉱石の代替となる鉄スクラップなどが考えられます。

手引きでは、燃料製品の一部とする処理も再資源化に含まれるとしています。

申請者は、廃棄物処理業の許可が不要です。運搬の実施者について、申請者が再委託をすることが可能です。再委託先は、一廃・産廃の収集運搬業許可が不要です。

収集運搬に係る積み替え保管及び中間処分に係る保管の数量上限はありません。

廃棄物処理施設の設置については、申請者が自ら行う必要があり、再委託受託者が新たに施設を設置することはできません。また施設設置手続きについては、地元の自治体との連携が行われます。

供給先は一社に限定されず、代表的な供給先を示すこと、海外に輸出し製造した製品の一部を日本に輸入すること、海外の現地法人に輸出することも認められています。

詳しくは、認定基準等をご覧ください。

<https://www.env.go.jp/content/000372513.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年2月24日掲載)

○JW産廃鼎談第12回：東方綾子氏

全国産業資源循環協会の専門誌「INDUST」の編集に長く携わってきた東方綾子氏のお話を伺いました。

30年以上産業廃棄物処理業界の発展を見守り、女性活躍などに貢献された東方氏のお話は、廃棄物処理業界の生き字引ともいえます。多くの方々を支えられてきたことを改めて実感しました。

https://www.jwnet.or.jp/info/kikansi/assets/files/kikansi_202501_p36_41.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年2月16日掲載)

○再資源化事業等高度化法施行通知

2025年5月に制定された再資源化事業等高度化法の全面施行にあたり、2025年11月21日、環境省はその施行に関する通知を発出しました。

再資源化事業等高度化法は、廃棄物から資源を回収し、製造業等へ良質な再生資源を供給することを促進するための法律です。3つの認定制度により、処理業及び処理施設の許可を一部不要とする特例を設けています。

今回の施行通知は、法律の解説とともに運用上の課題解決にも触れています。

まず、一定規模以上の産業廃棄物処理業者の再資源化実施状況報告義務については、初年度に当たる令和8年6月30日までの報告については、負担の増加等を考慮し、柔軟な運用をすることとしています。

また、認定を受けた廃棄物の処理基準については、保管数量や保管期間の基準を設けず、収集運搬車両表示等についてもIT技術によるトレーサビリティが確保されることを前提に規制緩和をすることとしています。

認定事業者の残渣についても、認定事業者が排出する廃棄物として、一廃・産廃の区分にとらわれないことを認めています。詳しくは、下記の通知をご参照ください。

<https://www.env.go.jp/content/000355642.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年2月2日掲載)

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

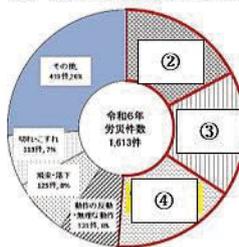
CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



労働安全衛生に関する研修会を開催

2月に「労働安全衛生に関する研修会」が開催されました。労働災害を防止するための法令順守や対策を学んだあと、理解度確認テストを行いました。平均点は88点（100点満点）でした。

参加された方は復習として、参加されなかった方はトライしてみてください。

理解度確認テスト A			
会社	氏名	点数	
			/100
<p>【問題1】 (5点×4=20点)</p> <p>つぎのA及びBの①～④に入る適切な語句を解答欄へ記入してください。</p> <p>(A) 労働安全衛生法第2条</p> <p>この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (①) 労働者の就業に係る建設物、設備、【解答欄】</p> <p>原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。</p> <p>(B) 令和6年の全国の「事故の型」別労働災害件数</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>【解答欄】</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> </div> </div>			
<p>【問題2】 (10点×2=20点)</p> <p>下の写真のコニック車作業は法令違反です。「適用される法令」の条文番号と安全対策を指摘して、解答欄へ記入してください。</p> <div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;">  <p>【解答欄】</p> <p>労働安全衛生規則 第 () 条の 67 に違反しているので、法令に基づいた安全対策として、 () を行う。</p> </div> <div style="flex: 1;"> <p>【問題3】 (10点×2=20点)</p> <p>下の写真のテールゲートリフター作業は法令違反です。「適用される法令」の条文番号と安全対策を指摘して、解答欄へ記入してください。</p> <div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;">  <p>【解答欄】</p> <p>労働安全衛生規則 第 () 条の 14 に違反しているので、法令に基づいた安全対策として、 () を行う。</p> </div> <div style="flex: 1;"> <p>【問題4】 (10点×4=40点)</p> <p>つぎのC及びDの処理施設における設備写真はそれぞれ法令違反です。「適用される法令」の条文番号と安全対策を指摘して、解答欄へ記入してください。</p> <p>(C) 動力で稼働する機械の回転部</p> <div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;">  <p>【解答欄】</p> <p>労働安全衛生規則 第 () 条に違反しているので、法令に基づいた安全対策として、 () を行う。</p> </div> <div style="flex: 1;"> <p>(D) 高さ5mの作業床の開口部</p> <div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;">  <p>【解答欄】</p> <p>労働安全衛生規則 第 () 条に違反しているので、法令に基づいた安全対策として、 () を行う。</p> </div> </div> </div> </div> </div> </div></div></div>			

〔解答、補足説明〕

【問題1】

(A) ①労働災害

〔補足説明〕

この定義のポイントは主語が「労働者が」となっていること、「業務に起因して」と業務中であること、の2点です。使用者は含まれませんし、家庭でのケガは含まれません。

(B) ②墜落・転落 ③転倒 ④はさまれ・巻き込まれ

上位3つはそれぞれ278件（約17%）、276件（約17%）、271件（約17%）でほぼ同数です。これらの削減を図ることが、産業廃棄物処理業の大きな目標になります。

～ワンポイント安全衛生～

【問題 2】

1 5 1、昇降設備の設置

〔補足説明〕

労働安全衛生規則 第 151 条の 67 (昇降設備)《抜粋》

事業者は、最大積載量が二トン以上の貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が二トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

【問題 3】

1 5 1、昇降板を停止させて昇降、地上（荷台）で荷の昇降操作、など

〔補足説明〕

昇降板は“荷役装置”のため、下記が適用されます。

労働安全衛生規則 第 151 条の 14 (主たる用途以外の使用の制限)

事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。



【問題 4】

(C) 1 0 1、可動部に安全カバー、覆い、囲い、など

〔補足説明〕

労働安全衛生規則 第 101 条 (原動機、回転軸等による危険の防止)《抜粋》

事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆(おおい)、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。



(D) 5 1 9、手すりや中棧の設置、墜落防止措置、囲いの設置、など

〔補足説明〕

労働安全衛生規則 第 519 条 (開口部等の囲い等)

事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆(おおい)等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。



2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。



CSP 労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～会社訪問～

《会社訪問》今回は、賛助会員の株式会社タウを訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社タウ 埼玉支店

代表者：代表取締役社長 宮本 明岳

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 LAタワー10F

ホームページ <https://tau.co.jp/>

事業内容：自動車・産業用車両およびその他関連商材の販売・輸出、自動車の钣金修理、使用済自動車のリサイクル、人材サービス



2 事業概要

「モノが大切にされ続ける循環型社会の実現へ」

会員の皆様を支える、タウの「マシナリー（建機・トラック）事業」貴社のビジネスに欠かせない「働くクルマ」のライフサイクルを最適化します。

- ・損害車リユース事業：事故現状車を「ゴミ」ではなく「資源」として査定。高度な「カー・トリアージ（仕分け）」技術により、修繕・再販・部品活用の最適なルートを選択します。
- ・マシナリー事業：トラック、油圧ショベル、フォークリフト等、特殊車両に特化した専門チームが査定。故障車や不動車であっても、エンジンや油圧システムの価値を正に評価します。
- ・環境貢献（SDGs）への取組：リユースにより、1台あたり約1.2トンのCO2削減に寄与。貴社の環境経営を強力にサポートします

3 会社からひと言

世界120カ国以上へ、日本の「働くクルマ」を繋ぐパイオニア事故などで損傷した車両や、建機、重機を再利用する「リユース事業」をグローバルに展開しています。

「その車両、諦める前にタウへご相談ください」あらゆる車両・重機の高価買取をお約束します。

■ 買取対象一覧（どんな状態でもOK!）



- ・トラック：平ボディ、パッカー、アームロール、ユニック、ダンプ、高所作業車など
- ・建設機械：油圧ショベル、ホイールローダー、フォークリフト、クレーンなど
- ・一般車両：社用車、ハイエース、ライトバンなど（過走行・不動・事故現状OK）

■ 年間買取実績

・自動車



約81,000台

・トラック



約7,500台

・フォークリフト



約4,300台

・建設機械



400台

■ 会員様に選ばれる「安心の3か条」

- ・確実な「看板消し」：会社名・ロゴを完全に消去。完了写真を報告書として提出可能。
- ・スピード査定：栃木県内、最短即日で現車確認。事務手続きも全て代行。
- ・業界最大手の買取価格：海外直販ルートを持つため、国内相場に左右されない高値買取が可能。

◆ お問い合わせ先

・建機・フォークリフト→マシナリー事業部 担当：細谷 拓郎

携帯：070-2834-6740 連絡先：048-601-0839

LINE→



・トラック・自動車 →埼玉支店 担当：福島 啓

携帯：080-1384-8243 連絡先：048-711-1775

LINE→

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 収集運搬の区間委託

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(質問者 1)

当社は収集運搬積替えを含む許可を有しており、排出事業者Aの廃棄物を当社の積替え保管施設に一時保管し、ある程度まとまった段階で処分業者Bに運んでいます。Aと当社で廃棄物の運搬について協議した結果、当社の積替え保管施設まで別の収集運搬業者Cが運搬したほうが効率的であると合意に至りましたが、廃棄物処理法に抵触しませんか。

(協会 1)

産業廃棄物収集運搬の区間委託になり、廃棄物処理法に抵触しません。産業廃棄物の排出場所から処分施設までの運搬に際し、積替え保管施設を介して当該運搬の区間を区切り、排出事業者がその区間ごとの運搬を複数の運搬業者に委託することで、Aが貴社との産業廃棄物の収集運搬の委託契約に変えて、Aが、排出場所から貴社の積替え保管施設までをCが運搬し、貴社の積替え施設からBまで貴社が運ぶ契約を結べば、法に抵触することはありません。

因みに、あまり現実的ではありませんが、Aが貴社の積替え保管施設にCが運搬し、まとまった廃棄物を別の収集運搬業者DがBに運搬することも、AがBまでの産業廃棄物の収集運搬をCとDに区間委託してあれば適法のようにです。



廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等

に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、令和8年3月1日現在、正会員201社・賛助会員22社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

栃木県及び宇都宮市では、令和7年度（令和6年度実績分）から産業廃棄物処分業実績報告が新様式（簡素化）※となりました。

※様式はホームページから取得できます。旧様式でご提出の場合は新様式で再提出をお願いしています。

産業廃棄物処分業者の皆様へ

～令和7年度の産業廃棄物処分業の実績報告をお願いします～

【対象者】

産業廃棄物処分業（中間処理・最終処分）又は特別管理産業廃棄物処分業（同）許可業者
 ※令和7年度途中に許可を受けた、または許可を失った（廃業等）業者も対象となります。
 ※産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業のみの許可業者の報告は不要です。

【報告書類】

- ・ 様式第1号：報告添書 ※全許可業者（実績がない場合でも提出が必要です）
- ・ 様式第2号：産業廃棄物処分業実績報告
 （産業廃棄物処分業者であって、令和7年度に処分実績がある場合に提出）
- ・ 様式第3号：特別管理産業廃棄物処分業実績報告
 （特別管理産業廃棄物処分業者であって、令和7年度に処分実績がある場合に提出）

【報告先】

栃木県許可業者：栃木県（資源循環推進課）※原則電子申請（郵送・メール・窓口持参可）
 宇都宮市許可業者：宇都宮市（廃棄物政策課）郵送またはメール

【報告期間】

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）まで

【留意点】

令和7年度中に処分受託した分と、中間処理後に処分委託・再生等した分が報告対象です。
 ※自社処分、中間処理後保管中のものや令和8年度に入ってから売却・埋立て等した分は除きます。

《記載例》（様式第1号）報告添書

黄色の枠内 に必要事項を入力してください。

特記事項は赤枠の通りです。

(様式第1号) 令和 8 年 4 月 1 日

栃木県知事 福田 富一 様

住所（法人所在地）
 栃木県宇都宮市埴国1-1-20
 （法人名称）
 株式会社栃木太郎
 （法人代表者氏名）
 氏名 代表取締役 栃木 太郎

押印 不要

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の実績報告（令和7年度）について
 このことについて、次のとおり報告します。

許可の種類	許可番号	処分実績	添付書類
産業廃棄物処分業	0092099999	あり	(様式第2号) 産業廃棄物処分業実績報告
特別管理産業廃棄物処分業	0097099999	なし	

担当者連絡先

部署	資源循環推進課企画推進担当	氏名	栃木 花子
TEL	028-623-3228	FAX	028-623-3113
		E-mail	tsuramicro@pref.tochigi.lg.jp

○許可番号
 取得している許可の区分に応じて
 記入してください。
 （許可がないものは記入不要）

○処分実績
 取得している許可の区分に応じて
 「あり」又は「なし」を選択してくだ
 さい。

○添付書類
 許可番号と処分実績の記入内容に応
 じて提出が必要な書類が表示されま
 すので、ご確認ください。

《記載例》（様式第2号）産業廃棄物処分業実績報告（※様式第3号も同様にご記入ください）

【A表】処分受託の実績
 「受入産業廃棄物の種類」「排出元都道府県」「処分方法」の区分毎に集計した「処分量」を入力ください。
 ※処分量以外は選択（手入力不可）します

【B表】中間処理後の処分・再生利用等の実績
 「中間処理後物の種類」「処理の方法」「委託先都道府県」の区分毎に集計した「委託量等」を入力。※中間処理後物の種類は手入力も可

▲ A表・B表間のデータを関連付ける必要はありません ▲
 各表とも上段行から詰めて記入してください。

産業廃棄物処分業実績報告（令和7年度）

○許可番号、事業者名等
 様式第1号から自動で記入されます。

○排出元都道府県
 該当するものを選択してください。

○量及び単位
 t 又はm単位とし、小数点第2位までの量を記載してください。
 単位は該当する方を選択してください。

【A表】処分受託の実績					【B表】中間処理後物の処分・再生利用等の実績				
受入産業廃棄物の種類	排出元都道府県	処分方法	処分量	単位	中間処理後物の種類	処理の方法	委託先都道府県	委託等量	単位
がれき類、コンクリートくず及び陶磁器くず	神奈川県	埋立処分(安定型)	400.00	t	R C材	売却(再生利用)	栃木県	300.00	t
がれき類、コンクリートくず及び陶磁器くず	埼玉県	中間処理	100.00	t	R C材	売却(再生利用)	茨城県	50.00	t
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	栃木県	埋立処分(安定型)	500.00	t	混合廃棄物	埋立処分(管理型)	栃木県	5.00	t
がれき類	埼玉県	中間処理	1000.00	t	金属くず	売却(再生利用)	栃木県	5.00	t

○受入産業廃棄物の種類
 該当するものを選択してください。
 選択肢は「報告書の記載及び提出上等の留意事項 表1 産業廃棄物の種類」とおりです。

○処分方法
 該当するものを選択してください。
 選択肢は「中間処理」「埋立処分(安定型)」「埋立処分(管理型)」「埋立処分(遮断型)」の4種です。

○中間処理後物の種類
 廃棄物の場合は、該当するものを選択してください。混合廃棄物の場合は「混合廃棄物」の記入も可能です。
 再生利用の場合は、販売商品の種類等を記入してください。

○処理の方法
 該当するものを選択してください。
 選択肢は「中間処理」「埋立処分(安定型)」「埋立処分(管理型)」「埋立処分(遮断型)」「売却(再生利用)」の5種です。保管の場合は記入不要です。

○委託先都道府県
 該当するものを選択してください。
 売却の場合は、販売先(販売支店・営業所(なければ本店))の所在地を記載してください。

産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の皆様には、令和8年3月上旬に処分実績の報告について依頼文書をメール又は郵送させていただきましたので、ご協力をお願い致します。ご不明な点等ございましたら、以下担当までお問い合わせください。

(問い合わせ先等)

○栃木県 環境森林部 資源循環推進課 企画推進担当

TEL : 028-623-3228

Email : puragomizero@pref.tochigi.lg.jp

HP <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/jissekihoukoku.html>

電子申請 : https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9799

○宇都宮市 環境部 廃棄物政策課 審査指導グループ

TEL : 028-632-2928

Email : u0713@city.utsunomiya.tochigi.jp



申請QRコード

令和8（2026）年4月1日から申請手数料の納付方法が変わります。

栃木県環境森林部資源循環推進課

令和8（2026）年3月31日で栃木県収入証紙の販売が終了しますので、令和8（2026）年4月1日以降は「電子申請システム」又は「POSレジ」によるキャッシュレス決済のご利用をお願いします。

令和8（2026）年4月1日以降は収入証紙を新たに購入することは出来ませんが、既に購入している収入証紙は令和9（2027）年3月31日まで利用可能です。

1. 収入証紙に代わる納付方法について

(1) 栃木県電子申請システムによる電子収納

パソコン又はスマートフォン等で納付を行うことができます。クレジットカード、電子マネー、コード払い、コンビニ払い等で納付することができます。

(2) POSレジ

申請窓口に設置した決済端末で、その場でキャッシュレス決済を行うことができます。クレジットカード、電子マネー、コード払いで納付することができます。決済端末は本庁、各環境森林事務所及び小山環境管理事務所に設置されています。

2. 未使用収入証紙の買戻し（返金）について

使用見込のない収入証紙については、令和13（2031）年3月31日までに県に申請いただくことで額面金額を返金します。

詳細は下記のHPをご確認ください。

栃木県HP：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/iO2/shunyushoshi.html>

HPのURLの二次元コードはこちらです。



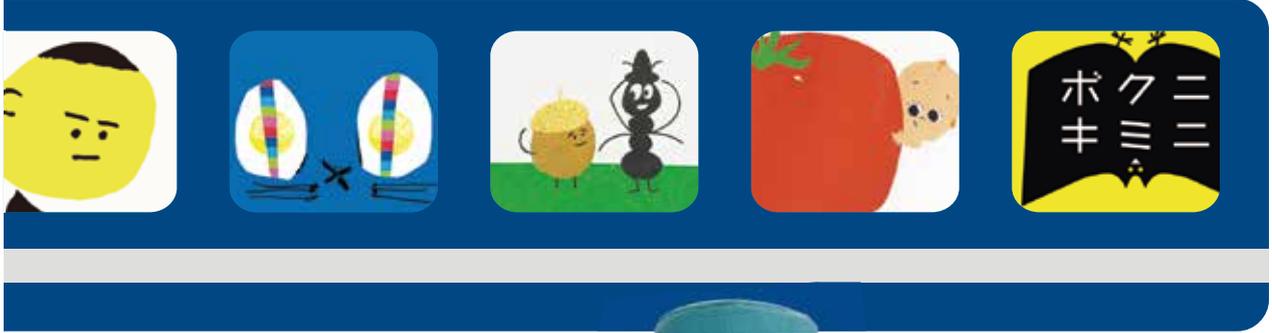
栃木県内のまつり・イベント情報（3月～4月）



日時	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
3月8日(日)～3月15日(日)10:00～15:00	観音山梅まつり	市 貝 町	観音山梅の里(芳賀郡市貝町市塙3501)	市貝町観光協会	0285-68-3483
3月14日(土)～3月15日(日)	一瓶塚(いっぺいづか)稲荷神社 初午祭(はつうまつり)	佐 野 市	一瓶塚(いっぺいづか)稲荷神社(佐野市田沼町1404)	田沼初午祭交通安全実行委員会(高際)	080-5379-5093
3月14日(土)～3月22日(日)9:30～16:00(最終受付は15:00まで)	足尾銅山写真展	日 光 市	足尾銅山記念館の研修室(多目的ホール)(日光市足尾町掛水2281-1)	足尾銅山記念館	0288-25-3800
3月14日(土)～3月29日(日)7:00～15:30	焼森山(やけもりやま)ミツマタ群生地(シャトルバス・JRミツマタ特急バス運行)	茂 木 町	焼森山ミツマタ群生地(芳賀郡茂木町飯)	茂木町観光協会(茂木町商工観光課)	0285-63-5644
3月14日(土)～3月31日(火)	SANO SPRING FLOWER FESTIVAL 2026～かたくりの花まつり～	佐 野 市	万葉自然公園かたくりの里(佐野市町谷町112-1)	管理センター	0283-21-1187
3月14日(土)～5月15日(金)	うずまの鯉のぼり	栃 木 市	巴波川(栃木市倭町・室町・湊町周辺)	(一社)栃木市観光協会	0282-25-2356
3月20日(金・祝)～4月12日(日)	太平山桜まつり	栃 木 市	太平山(栃木市平井町)	(一社)栃木市観光協会	0282-25-2356
3月20日(金・祝)～5月6日(水・振休)	下野市制施行20周年記念事業 第47回東の飛鳥天平の花まつり	下 野 市	天平の丘公園(下野市国分寺993-1)	(一社)下野市観光協会	0285-39-6900
3月27日(金)～4月19日(日)の金・土・日延べ12日間 金曜:17:00～21:00、土曜:11:00～21:00、日曜:10:30～20:00	大つけ麺博PRESENTS 最強ラーメン祭IN小山2026	小 山 市	小山御殿広場	大つけ麺博PRESENTS 最強ラーメン祭実行委員会 事務局	https://x.com/daitsukemenhaku
3月28日(土)9:30～14:30	【親子体験】地元の農業、もっと知ろう! なすしおぼら農家探検隊2025	那須塩原市	にへいふあーむ(那須塩原市佐野136-14)	(一社)shiobara viva	080-3487-1015
3月28日(土)10:30～	祈年祭	真 岡 市	大前神社(真岡市東郷937)	大前神社	0285-82-2509
3月28日(土)～4月19日(日)	おやまの桜まつり	小 山 市	小山駅西口祇園城通り、小山駅東口広場～大通り、白鷗大学大行事キャンパス東側並木、観晃橋下流、石ノ上橋、新間中橋、網戸大橋、乙女大橋堤防上、小山総合公園、道の駅思川、間々田市民交流センター、巴波川桜づつみ、巴波川決壊口記念公園、生井桜づつみ、小宅橋上下橋、琵琶塚古墳南側通り、大沼親水公園、絹ふれあいの郷、城山公園、間々田八幡公園、豊穂川沿い、小山・思川温泉、小山運動公園、大沼親水公園	小山市観光協会	0285-30-4772
3月29日(日)8:00頃～15:00頃	岩崎観世音大祭	日 光 市	岩崎観世音堂(日光市岩崎1686)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
4月1日(水)5:30・10:00・13:30(参拝は終日)[予定]	大岩山毘沙門天春季大祭	足 利 市	大岩山毘沙門天(大岩山多聞院最勝寺)(足利市大岩町)	最勝寺	0284-21-8885
4月1日(水)11:00～	開山会(かいざんえ)	日 光 市	日光山輪王寺開山堂(日光市山内)	日光山輪王寺	0288-54-0531
4月1日(水)～5月6日(水)	鯉のぼりの群遊	小 山 市	小山総合公園内森のはらっぱ(小山市外城)	小山市観光協会	0285-30-4772
4月2日(木) ■第1座: 11:00～ ■第2座: 14:00～	日光山輪王寺 強飯式(ごうはんしき)	日 光 市	日光山輪王寺三仏堂(日光市山内)	日光山輪王寺	0288-54-0531
4月3日(金)～4月12日(日)18:00～20:30[予定]	鬼怒川温泉夜桜ライトアップ～鬼怒川万華郷～	日 光 市	藤原町護国神社(日光市鬼怒川温泉滝834-45)・鬼怒川温泉神社(日光市鬼怒川温泉滝834-45)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
4月4日(土)～5日(日)	第2回 毛の国 足利クラブフェア	足 利 市	栗田美術館(足利市駒場町1542)	栗田美術館	0284-91-1026
4月4日(土)～4月12日(日)10:00～21:00	しののめ花まつり	壬 生 町	東雲公園(下都賀郡壬生町壬生甲600)※国道352号線、東雲橋付近の公園 壬生町城址公園(壬生町本丸1-8-33)※ライトアップのみ	壬生町観光協会	0282-81-1844

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

～栃木県立美術館からのお知らせ～



Illustrations and Works of Ryuji Fujieda

HOTCH POTCH

ハッチポッチ 藤枝リュウジの世界

開館時間：午前9時30分～午後5時
(最終入館は午後4時30分)
休館日：月曜日(5月4日、6月15日は開館)、
5月7日(木)、6月16日(火)
観覧料：一般1,250(1,000)円、大高生600(500)円、
中学生以下無料 ※()内は20名以上の
団体料金 ※6月13日(土)、14日(日)、15日(月)は
県民の日関連につき観覧料無料



＜お得なオンライン前売り券の購入はこちらから
前売り期間4月1日(水)午後1時～4月24日(金)午後11時59分
4月25日(土)午前0時から通常料金にて販売

主催：栃木県立美術館
協賛：アンデルセン
後援：朝日新聞宇都宮総局、宇都宮コミュニティFM「ミヤラジ」、
NHK宇都宮放送局、株式会社エフエム栃木、下野新聞社、
東京新聞宇都宮支局、株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送、
毎日新聞宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局
協力：藤枝リュウジデザイン室、NHKエデュケーショナル
企画制作：クレヴィス



4.25 sat. 2026
6.21 sun.

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 栃木県宇都宮市桜 4-2-7
Tel.028-621-3566 <https://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

HOTCH POTCH

NHK パペット番組
Eテレの

「ハッチポッチステーション」「クインテット」
「フックブックロー」「コレナンデ商会」

を創った
イラストレーターのはじめての大規模展覧会

イラストレーター&アートディレクターとして半世紀以上のキャリアを持ち、今なお精力的に制作を続ける藤枝リュウジ (1943-)。絵本、雑誌や本の装幀をはじめ、広告・テレビのアートディレクションなど、その活躍は多岐にわたります。1996年、アートディレクションを手がけたパペット番組「ハッチポッチステーション」がNHK教育テレビ(現・Eテレ)で放送開始。ポップで温かみのあるデザインは幅広い年代に親しまれ、その後「クインテット」「フックブックロー」「コレナンデ商会」と続く人気シリーズとなりました。また、1987年から毎年のように開催している、東京「HB Gallery」での個展は30回以上にのぼり、継続して新作イラストレーションを発表。藤枝リュウジの世界は広がりを続けています。本展は、絵本や装幀、個展作品などのイラストレーション作品と、パペット番組をはじめとしたテレビ・広告などのアートディレクション作品から500点以上を紹介する、はじめての大規模展覧会です。嬉しいな音色が聞こえてくるような、藤枝リュウジの「ハッチポッチ」な世界を、ぜひお楽しみください。*hotch potch = ごった煮

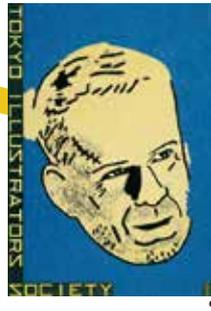
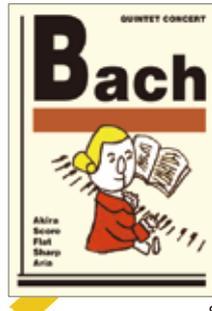
1. WORKS 藤枝さんの仕事

2. PUPPET SHOW 藤枝さんとこども番組

3. ILLUSTRATIONS 藤枝さんのイラストレーション



a.「Speak Low」出品作品 2023 b. ジャーニー、ダイヤ、トランク(「ハッチポッチステーション」より) 2024 c.「取巻登記念ポトルラベル」2010 ココ・ファーム・ワイナリー d.「QUINTET CONCERT」Bach 番組セットポスター 2003 e.「第3回東京イラストレーターズ・ソサエティ展」出品作品 ポスター 1992 表面【青電車 左より】林家正蔵独演会「冬の正蔵」ポスター 2010 ねじし事務所、「CATCH THE SUN」2015 原宿サン・アド、「ありんこころん」2004 教育画劇、「キュービーちゃん」のやさいばいばいでかくれんぼ」2012 キュービー/フレール館、ボクニキミニ こどものための100冊 2021- 文化通信社 【青電車 左より】「MS.DIA」番組セットポスター 1996、ジャーニー「ハッチポッチステーション」パペット、トランク(「ハッチポッチステーション」カレンダー 2001)より 【青電車 左より】「MUPPET」出品作品 2020、「WHAT IS THIS?」出品作品 2017、「BOOK BOOK HOUR」出品作品 2011、「トッポさんの散歩道」出品作品 2018



Event

※A、C、Dのイベントのご参加には当日の企画展観覧券が必要です。

※事前予約は右記QRコードよりお進みください。▶▶▶



A. 藤枝さんとアキラさんのおはなし

5月30日(土) 午後4時~4時30分(開場3時30分)
会場:当館集会所
話し手:藤枝リュウジさん、宮川彬良さん
定員:80名 ※オンラインによる事前申込
(申込多数の場合は抽選)
受付期間:4月25日(土)午後9時
~5月17日(日)午後9時

費用:①コンサート当日および前日までに本展入場済
みの方:参加費1,000円(小・中学生500円)
+本展観覧券(半券)の提示
②後日入場予定の方:参加費1,000円
(小・中学生500円)+本展観覧料
*未就学児は無料 現金のみ

B. アリ & アキラ YOU GOTTA コンサート

5月30日(土) 午後6時~(1時間程度)(開場5時30分)
会場:常設展示室
出演:宮川彬良さん、宮川安利さん
内容:「クインテット」のオリジナルソングをメイン
に、宮川親子が演奏します。
定員:100名 ※オンラインによる事前申込
(申込多数の場合は抽選)
受付期間:4月25日(土)午後9時
~5月17日(日)午後9時

C. 藤枝さんの絵本の読み聞かせ会

5月24日(日)、6月6日(土)
各日とも①午前10時~10時30分(開場9時50分)
②午後2時~2時30分(開場1時50分)
会場:当館集会所 協力:栃木子どもの本連絡会
定員:20名程度 ※先着順、予約不要

D. 担当学芸員によるギャラリー・トーク

5月17日(日)、5月31日(日)
各日とも午後2時~(30分程度)
集合場所:企画展示室入口 ※予約不要

同時開催 コレクション展I 新収蔵作品でつむぐ 栃木における近代南画 会期4月25日(土)~6月21日(日)

宇都宮美術館のご案内 ゴッホの桃ね橋と印象派の画家たち ヴァルラフ=リヒャルト美術館所蔵
会期4月19日(日)~6月21日(日) ※詳細は宇都宮美術館にお問い合わせください。TEL.028-643-0100



【交通案内】●電車・バス……JR東京駅から東北新幹線にて約50分 ○JR宇都宮駅(西口6番7番バス乗場)、東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」にて「桜通十文字」バス停下車、徒歩5分 ●自家用車……東北自動車道鹿沼ICから約10km、約20分、宇都宮ICから約10km、約20分 ○北関東自動車道壬生ICから約13km、約25分

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts



会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 一 許可証の変更等について一

協会の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

一 編集後記 一

今年の冬は寒暖差がとても激しく少雨でしたが、ここ数日はまとまった雨が降り気温も上昇して、春に向かって確実に季節が進んでいる感じがします。

協会だよりも今年度最後の発行となりましたが、これまでの会員の皆様のご理解とご協力に厚く感謝を申し上げます。新年度も皆様に有益な情報を発信して参りますので引き続きのご支援をお願いいたします。

一 事務局だより 一

☆ 2月3日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会全国正会員事務局責任者会議が Web 会議において開催され、野中常務理事兼事務局長が参加しました。

☆ 2月12日（木）

青年部役員会及び全体会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、福田部長をはじめ14名が出席し、諸議題等について協議しました。

☆ 2月13日（金）

（公社）全国産業資源循環連合会全国正会員会長会議が、徳島県徳島市の徳島グランヴィリオホテルにおいて開催され、神山副会長が出席しました。

青年部関東ブロック幹事会が、山梨県甲府市のシャトレゼホテル談露館において開催され、福田部長、臼井副部長が出席しました。また、同会場で青年部関東ブロック賀詞交歓会が開催され、福田部長をはじめ6名が参加しました。

☆ 2月18日（水）

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター主催の処分業者向け項目追加説明会が、宇都宮市のコンセーレにおいて開催され、野中常務理事兼事務局長と中指事務局次長が運営にあたりました。